

「空き家・住み替え部会」運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、栃木県住生活支援協議会（以下「協議会」という。）会則第9条の規定に基づく専門部会（「空き家・住み替え部会」。以下「部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(構成)

第2条 部会は、別表に定める者をもって構成する。

2 部会長は、協議会会長が指名した者とする。

(調査・検討事項)

第3条 部会は次に掲げる事項について、調査・検討を行う。

- (1) マイホーム借り上げ制度を活用した空き家・住み替え支援制度の構築に関する事項
- (2) その他、必要な事項

(会議)

第4条 部会は部会長が主宰する。ただし、部会長が主宰できないときは、部会長の指名する者がその職務を代理する。

2 部会長は、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。

(報告等)

第5条 部会長は部会で調査・検討された事項について、全体会議に報告する。

(事務局)

第6条 部会の事務局は、栃木県県土整備部住宅課内に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定めることができる。

附則

この要綱は、平成26年8月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年5月24日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年5月16日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年5月23日から施行する。

別表

| 番号 | 団体 | 番号 | 団体 |
|----|---------------------|----|-------|
| 1 | 一般社団法人移住・住みかえ支援機構 | 18 | 那須塩原市 |
| 2 | 公益社団法人栃木県宅地建物取引業協会 | 19 | さくら市 |
| 3 | 公益社団法人全日本不動産協会栃木県本部 | 20 | 那須烏山市 |
| 4 | 栃木県住宅供給公社 | 21 | 下野市 |
| 5 | 栃木県司法書士会 | 22 | 上三川町 |
| 6 | 一般社団法人栃木県建築士会 | 23 | 益子町 |
| 7 | 栃木県土地家屋調査士会 | 24 | 茂木町 |
| 8 | 宇都宮市 | 25 | 市貝町 |
| 9 | 足利市 | 26 | 芳賀町 |
| 10 | 栃木市 | 27 | 壬生町 |
| 11 | 佐野市 | 28 | 野木町 |
| 12 | 鹿沼市 | 29 | 塩谷町 |
| 13 | 日光市 | 30 | 高根沢町 |
| 14 | 小山市 | 31 | 那須町 |
| 15 | 真岡市 | 32 | 那珂川町 |
| 16 | 大田原市 | 33 | 栃木県 |
| 17 | 矢板市 | 34 | |